## 令和2年度

すべてに価格点上限の設定。 件については、ビルメン業 総合評価方式の適用案

一 総合評価制度の拡充に

3

配点バランス等を踏まえ、今 務ごとの上限設定の必要性や 付以外の業務については、業 ている建物清掃及び警備・受 後検討していきます。(財務局) 弊協会加盟等を加点要素に。 質確保、インスペクター等 コチューニング認定事業者、 の資格者の保有状況、セキュ 価格点の上限設定を適用し ティーに関する認定、エ 政策的評価項目は、 性が確保されており、また履 せんが、今後必要に応じて検 行上の問題も確認されていま 討を行っていきます。(財務局) 管理を行っています。

調達のプロセスにおいても都 た項目のうち、環境負荷の低 当たり考慮することが要請さ の政策目的をサポートすると めています。ご指摘の他の項 について設定項目例として定 減や障害者雇用といった項目 目としており、ご指摘のあっ れる項目などを政策的評価項 目にはなかなか馴染みにくい 目については、政策的評価項 より公共調達の落札者決定に いう観点から、個別の法令に 総合評価においては、公共 ことは引き続き努力していきま 書作成期間や審査期間を確保す 手続きを進め、可能な限り提案 準備契約の案件の中で優先的に 体の予算の仕組上、新年度の予 の準備契約について、地方自治 続を進めることは困難ですが、 算措置が未確定な時点で契約手 る等、契約事務手続きでできる 期の前倒しを。 総合評価方式を適用する案件 総合評価案件の入札時

令和元年8月に、都議会自民党に対して提出した要望書の回答が、東京都から都議会自民党を通じて届いた。 は、J>での入札参加につ 東京都では、原則として、 総合管理案件において 施設管理予算の確保を。

を合わせたいわゆる総合建物 件については、複数の営業種目 損なわれる等の理由のある案 さく分割することで合理性が 注を行っていますが、規模が小 等、営業種目ごとに分離分割発 物清掃、電気・暖冷房設備保守 物管理案件については、競争 これまでのところ、総合建 集中的に建設されており、今 的に推進していきます。 要であると認識しています。 更新を着実に進めることが必 後老朽化が進む施設の維持・ 40年代及び平成一桁の時期に に、施設の改築・改修を計画 スに力を入れていくととも 引き続き日常のメンテナン

等を踏まえ、所要額を計上し 労務単価、維持保全業務積算 ているところであり、今後と ては、都を取り巻く財政環境 基準又は建築保全業務労務単 に当たっては、公共工事設計 集約型業務の予定価格の設定 などの人件費割合の高い労働 も的確に対応していきます。 なお、建物管理や清掃委託 建物維持管理の予算につい

京

4

東

ビ ル 政

連

2 予定価格の積算は、 契約した案件は、新労務単 また旧労務単価に基づいて 等も見込んだ適正な設定を。 低賃金の年度途中の引上げ 最

は、毎年度、公共工事設計労 務単価、建築保全業務労務単 価など、最新の単価に基づく、 都が所有する建物は、昭和 検討していきます。(財務局) 及については、必要に応じて

限価格制度を導入する場合 には、十分な配慮を。 業務委託入札に最低制

件での早期導入は困難と考え が前提であり、統一的な積算 基準が確立していない委託案 体系が明確になっていること ていません。当制度は、積算 ています。(財務局)

格の85%以上で設定を。 最低制限価格は予定価

ては、現在具体的な検討は と考えます。(財務局) て検討していく必要がある ごとの特性を踏まえ、標準 人する場合には、営業種目 最低制限価格制度につい

札参加資格の審査について 三契約内容の履行確保と入 業者指名の段階で、

向などを踏まえ、適正な積算 めていますが、他案件への普 案件については契約変更を認 設計労務単価を使用している 現在委託案件では、公共工事 務単価への変更については、 に努めています。また、新労 おいて、労務単価や物価の動 予定価格については、 業者指名は、

最低制限価格制度について 現在具体的な検討は行っ

的な積算体系の構築と併せ 行っていませんが、仮に導

算することを庁内に周知徹底

ある最新の労務単価を基に積 容に合致し、かつ、客観性の

物価資料等、

該当業務内

しています。(財務局)

正な積算能力がない業者の 適

討していく必要があると考え ことが必要かなども含め、 履行に当たり資格要件とする ものと考えており、各案件の

る場合の協議について

価への契約変更を。

参加防止を。

予算の積算にあたって

二 十分な予算の措置並び

に最低制限価格等を導入す

準に基づき、発注契約の内 登録業者の中から、指名基 を踏まえて行っています。 的適性、過去の履行成績等 容に適した専業性及び技術 東京都入札参加資格名簿の 格手続きを経て登録された 入札参加資

料の要求を。 札金額の根拠となる積算資 2 入札参加の際には、

ある場合には、個別の対応を 行っています。 求めていませんが、低価格等、 積算内容の確認を行う必要が については積算資料の提出は (財務局)

札後に、会社や個々の従事者 3 の保険加入、最低賃金の遵守

ることは認識しており、財務 ことは困難であり、またその 進に努めています。 えています。しかしながら、 権限もありません。社会保険 参加条件とするなど、加入促 いては、社会保険加入を入札 局契約第二課発注の案件につ 未加入者への対応が重要であ の加入対策は、国の事業と考 員全ての加入状況を確認する 都が登録事業者やその従業

確実に履行させる取り組みを。

入

都が発注する委託等の案件

等を促がす取り組みを。 業者指名段階あるいは落

(財務局)

総合評価案件以外でも、

まで拡大し、

いく意向です。

より審査しています。 審査事項と営業種目ごとの売 上高による主観的審査事項に また、技術力など価格以外 自己資本額などの客観的 資格審査時に年間総売上

業務内容に応じて、入札参加 の要素を考慮する必要がある 図っています。(財務局) により、適正な履行の確保を に必要となる条件を付すこと ており、それ以外の案件でも、 用することができることとし 案件では、総合評価方式を適

履行評価Aの業者に対する 表について検討を。また、 5 優遇措置、履行不良な業者 すなどの措置を。 は翌年度の入札参加から外 評価結果の一般への公

度より、全受託者に対して通 表を考えていません。 点では評価結果の一般への公 がると考えることから、現時 することが品質の向上につな 託者が自身の評価結果を認識 知することとしています。 評価結果の通知を、平成30年 約の希望者のみに行っていた るため、これまで評定対象契 業務委託の品質の向上を図 受

查事

前からの「A」に加え、「B」 としています。平成30年4月 先的に指名することができる 1日に当該実施要領を改正 施要領では、優良事業者は優 また、業務委託成績評定実 優良事業者の対象を従 より優先的に指 す。 き障害者実雇用率を加点対象 とした資格審査を行っていま 時受付においても、引き続 期受付及び現在行っている随 雇用率2・3%以上となる予 検討を。令和3年4月には 段階的に加点する仕組みの の際の審査事項について、 2 定のため、更なる検討を。 入札参加資格定期受付

事業者の経営力について ています。 名できる事業者の拡大を図っ

2%以上について5点加算して

現行の資格審査では、雇用率

いますが、段階的な加点の仕組

を行 る「A」と「B」との間にお 参加から外す等、 不良な業者についても、入札 図っています。一方で、履行 いても、優遇措置の差別化を なお、同じ優良事業者であ っています。 適正な措置 (財務局)

> 録事業者の法定雇用率達成状況 用率の引き上げについては、登 みの新設や、加点対象となる雇

等を勘案しつつ、次回の定期受

ること 正な予定価格の設定に関す 四 十分な予算措置及び適

総合評価制度以外でも、障

3

入札参加資格定期受付、

害者雇用率が加点要素とな

きます。(財務局)

付に向け、引き続き検討してい

障害者雇用促進モデル

る仕組みづくりを。

象に、 Ļ いることを入札参加要件と おいて試行実施したものです 等級の拡大を。 入札の復活と、 法定雇用率を達成して 害者雇用促進モデル入札 平成28年度準備契約に 部の業務委託案件を対 対象となる

成29・30年度入札参加資格定 組を開始しています。 雇用率を加点の対象とする取 期受付から新たに、客観的審 その後、平成31・32年度定 項の一つとして障害者実 この趣旨を引き継ぎ、平 まずは障害者雇用政策の中で 労を明記する案件の新設等を。 を拡充するため、障害者の就 4 ご要望の趣旨については、 障害者の雇用と就労の場

案件の抽出基準等について、 要望内容について関係局と共 ましても、導入の是非や対象 就労を明記する案件」につき 整理されるべきものであり、 契約制度面での協力を行って 有し、緊密に連携した上で、 障害者雇用を推進する事業所 管局において検討し、進めて いくものと考えています。 こ提案いただいた「障害者の 当局といたしましては、ご

総合評価方式のさらなる推進 引き続き採用するとともに、

格受付時の資格審査において

につきましては、入札参加資

障害者雇用率に関する加点

を通じて活用を図っていきま

(財務局)